

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

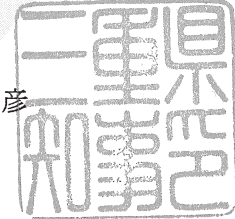
住 所 神奈川県川崎市川崎区鋼管通二丁目 2 番 2 号

氏 名 日本ダスト株式会社

代表取締役 吉野 建介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 野呂 昭彦



許可の年月日 平成 20 年 11 月 24 日

許可の有効年月日 平成 25 年 11 月 23 日

1. 事業の範囲 (保管・積替えを除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイキシン類を含むものに限る。)、特定有害汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイキシン類を含むものに限る。)、特定有害廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。)、引火性廃油、特定有害廃酸 (水銀又はその化合物、有機燐化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイキシン類を含むものに限る。)、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ (水銀又はその化合物、有機燐化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイキシン類を含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、特定有害ばいじん (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイキシン類を含むものに限る。)、特定有害廃石綿等

以上 87 種類

この範囲には証明に用いることはできません

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ (積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年 11 月 24 日 第 2450000920 号 (新規)

平成 10 年 11 月 24 日 第 2450000920 号 (更新)

平成 15 年 11 月 24 日 第 2450000920 号 (更新)

平成 17 年 8 月 11 日 第 2450000920 号 (変更)

5. 許可の申請がされた日における規則第 10 条の 12 第 2 項の規定により準用する規則第 9 条の 2 第 3 項に掲げる基準への適合性

該当なし

6. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 有